



医療法人社団あと会

(指定通所リハビリテーション) 介護老人保健施設ふかわ・くにくさ 重要事項説明書

あと会 3Yのころ



医療法人社団あと会

当施設はご利用者に対して指定通所リハビリテーションサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意ください。また、施設の利用に際しては、利用料金をいただくことを次の通り説明します。

※当指定通所リハビリテーションの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
4. 職員の配置状況（一部併設の介護老人保健施設を含めた配置状況を掲載しています。）	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設利用の留意事項	13
7. 非常災害対策	13
8. 秘密保持と個人情報の保護	13
9. 虐待防止の措置について	14
10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて	14
11. 事故発生時の対応について	14
12. 要望及び苦情等の相談	15
13. 第三者評価の実施状況	16
14. その他	16

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3450280148

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安佐北区落合南1丁目11番22号 |
| (3) 電話番号 | 082-843-1212 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 昭和62年10月 |

2. ご利用施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定通所リハビリテーション |
| (2) 施設の目的 | 医療法人社団あと会が開設する介護老人保健施設ふかわ・くにくさが行う指定通所リハビリテーション事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | 介護老人保健施設ふかわ・くにくさ |
| (4) 施設の所在地 | 広島市安佐北区上深川町186番地1 |
| (5) 電話番号 | 082-840-1840 |
| (6) 管理者名 | 真下 一策 |
| (7) 当施設の運営方針 | 通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、契約者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、契約者、代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいた |

- だくようになります。
- (8) 開設年月日 平成16年10月1日
- (9) 利用定員 1 単位目：40人
2 単位目：40人
3 単位目：10人
- (10) 通常の事業実施地域 広島市安佐北区、広島市安佐南区、広島市東区の区域とする。
- (11) 営業日 月曜日から土曜日まで及び祝祭日
(ただし1月1日から1月3日までを除く)
- (12) サービス提供時間 1 単位目 午前9時30分から午後4時までとする。(また、延長サービス行う時間は2時間とする。)
2 単位目 午前9時30分から午後2時45分までとする。
3 単位目 午後3時00分から午後17時30分までとする。

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	ユニット型介護老人保健施設	平成16年10月 1日	100人
居宅	通所リハビリ	平成16年10月 1日	40人
	介護予防通所リハビリ	平成18年 4月1日	
	通所リハビリ (2 単位目)	平成27年10月1日	40人
	介護予防通所リハビリ (2 単位目)	平成27年10月1日	
	通所リハビリ (3 単位目)	平成27年10月1日	10人
	介護予防通所リハビリ (3 単位目)	平成27年10月1日	
	ユニット型短期入所療養介護	平成16年10月 1日	空床利用
	ユニット型介護予防短期入所療養介護	平成18年 4月1日	
	訪問リハビリテーション	平成22年8月1日	—
	介護予防訪問リハビリテーション	平成22年8月1日	—

	訪問看護 介護予防訪問看護	平成16年10月 1日	—
		平成22年 5月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合 事業における第1号訪問事業	平成27年3月1日	—
		平成29年4月1日	—
	夜間対応型訪問介護	平成27年3月1日	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	平成27年3月1日	—
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合 事業における第1号通所事業	平成15年 4 月 1日	30人
		平成29年 4月1日	
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 4 月 1日	—
		平成18年 4月1日	
居宅介護支援事業		平成16年10月 1日	—

4. 職員の配置状況（一部併設の介護老人保健施設を含めた配置状況を掲載しています。）

（1 単位目）

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1	—	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導に従事
介護職員	4	5	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき、介護、看護などの通所リハビリテーションの提供に従事
看護職員	—	—	
理学療法士	—	1	利用者の通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションの提供に従事
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	
支援相談員	—	—	利用者・家族との相談業務に従事
管理栄養士	—	—	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事

（2 単位目）

職種	常勤	非常勤	業務内容
----	----	-----	------

医師	1	—	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導に従事
介護職員	4	5	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき、介護、看護などの通所リハビリテーションの提供に従事
看護職員	—	—	
理学療法士	—	1	
作業療法士	—	5	利用者の通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションの提供に従事
言語聴覚士	—	2	
支援相談員	—	—	利用者・家族との相談業務に従事
管理栄養士	—	1	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事

(3単位目)

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1	—	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導に従事
介護職員	4	2	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき、介護、看護などの通所リハビリテーションの提供に従事
看護職員	—	—	
理学療法士	—	1	利用者の通所リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションの提供に従事
作業療法士	—	5	
言語聴覚士	—	2	
支援相談員	—	—	利用者・家族との相談業務に従事
管理栄養士	—	1	利用者の通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 医師	8:30～17:30
2. 介護職員	8:30～17:30 11:00～20:00

3. 看護職員	8:30～17:30
4. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	8:30～17:30
5. 支援相談員	8:30～17:30
6. 管理栄養士	8:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

【サービスの概要】

共通的服务

①排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

②送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎を行います。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

③機能訓練

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。機能訓練室のみならず、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

① 感染症等対応加算

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも、5%以上減少している場合。

② 理学療法士等体制強化加算

1時間以上2時間未満のサービスを実施し、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合。

③ 時間延長サービス

通所リハビリテーション事業所におけるサービス提供時間が8時間以上の場合。

④ リハビリテーション提供体制加算

配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合。

⑤ 入浴介助加算

(1) 入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合。

(2) 入浴介助加算（Ⅱ）

入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加え、以下に該当した場合。

- a. 医師、理学療法士、作業療法士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が、利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行った場合。

ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴

室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできる。

- b. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合。ただし個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- c. 上記の入浴計画に基づき、個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものという）で入浴介助を行った場合。

⑥ リハビリテーションマネジメント加算

(1) リハビリテーションマネジメント加算（イ）

以下のいずれにも適合した場合

- a. リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション会議の内容を記録した場合
- b. 通所リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。
- c. 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直した場合。
- d. 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行った場合。

以下のいずれかに適合した場合

- e. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計

画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。

- f. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。

(2) リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

加算（イ）a-fまでに掲げる基準のいずれにも適合し、通所リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

(3) リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

- a. 加算（ロ）の内容に加え、管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っている場合。
- b. 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう）を実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必王に応じて対応した場合。
- c. 利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っている場合。
- d. 利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画等の内容の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の栄養状態に関する情報及び利用者の口腔の健康状態に関する情報を相互に共有し、共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、見直しの内容を関係職種で共有した場合。

⑦ 短期集中個別リハビリテーション実施加算

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に実施した場合。ただし、認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しません。

⑧ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なりハビリテーションを個別に行った場合。

⑨ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間に集中的なりハビリテーションを個別に行った場合。

⑩ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

- a. 生活行為の内容の充実を図るための目標や、目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所等が記載されたリハビリテーション実施計画を定めて、リハビリテーションを提供した場合。
- b. 当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告した場合。
- c. リハビリテーションマネジメント加算（イ）・（ロ）・（ハ）のいずれかを算定している場合。
- d. 通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する場合。

⑪ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合。

⑫ 栄養アセスメント加算

- a. 管理栄養士を1名以上配置し、以下に該当した場合

- b. 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合
- c. 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

⑬ 栄養改善加算

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを提供した場合。

⑭ 口腔・栄養スクリーニング加算

a. 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合。

b. 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提出した場合。

⑮ 口腔機能向上加算

a. 口腔機能向上加算（Ⅰ）

口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。

b. 口腔機能向上加算（Ⅱ）

口腔機能向上加算（Ⅰ）の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。

⑯ 重度療養管理加算

所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の者であり、要介護3、要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合。

⑰ 中重度者ケア体制加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業者が、中重度者の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合。

⑱ 科学的介護推進体制加算

次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。
- (2) 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定する情報その他通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。

⑲ 同一建物減算

事業所と同一建物に居住する者に対して、サービス提供した場合。

⑳ 送迎未実施減算

利用者に対して、その居宅と通所リハビリテーション事業所との送迎を行わない場合。

21 退院時共同指導加算

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーションの医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合。

22 移行支援加算

利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合。

23 サービス提供体制強化加算

経験豊かな介護職員や介護福祉士を国の定める基準以上配置してサービスを提供する場合。

24 介護職員等処遇改善加算

介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

【サービス利用料金】

指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用

者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【サービスの概要と利用料金】

①食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。

②食事の提供費（夕食）

時間延長サービスをご利用される場合、ご契約者の希望により夕食をとっていただくことができます。

③理髪・美容

車椅子の方等を対象に、理・美容師の出張による散髪サービスをご利用いただけます。（実費）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（※材料代等の実費をいただくことがあります。）

⑤通常の事業の実施地域を越えて行う送迎

通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーションに要した送迎費は実費とします。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑦おむつ代

ご契約者の身体の状態により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについて、ご負担いただくことがあります。

※詳細な各実費利用料は、別紙料金表をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求いたします。

お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月２６日（休日の場合は翌営業日）となります。

6. 施設利用の留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

- ### (3) 当施設では、「事業運営の透明性の確保」の観点から、事業計画書や財務内容等に関する資料を閲覧できる状態にしています。希望される方はお申し出ください。

7. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、
避難器具設備等

防災訓練：年2回

8. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ① 当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ① 当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

9. 虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

11. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
 - ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに対応処置を行い医師・看護職員に報告します。
 - ②発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
 - ③事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
- (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
 - ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を主任介護

職員に報告し、介護主任より速やかにご家族へ連絡します。

②事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村、当該ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 2. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：管理者 真下一策

2. 苦情受付担当者：1 単位目：介護主任 山田崇
2 単位目、3 単位目：介護主任 山川由美
連絡先：082-840-1840

3. 苦情解決の方法

① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。

③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安佐北区厚生 部健康長寿課 介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内) 電話番号 082-819-0621 FAX 082-819-0602 受付時間 8:30～17:00
広島市役所介 護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-544-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 8:30～17:15
広島県社会福	所在地 広島市南区比治山本町12-2

社協議会	電話番号	082-254-3411	FAX	082-252-2133
	受付時間	9:00～16:00		

1 3. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

1 4. その他

(1) 確認

当施設ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所リハビリ計画を作成するものとします。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所リハビリ計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、通所リハビリ計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所リハビリ計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所リハビリ計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所リハビリ計画を変更するものとします。通所リハビリ計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島市安佐北区落合南1丁目11-22

医療法人社団あと会

理事長 横山 吉宏

印

説明者名

附則

この重要事項説明書は、平成16年10月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成17年10月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成18年4月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成20年5月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成20年10月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成21年4月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成22年9月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成23年3月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成24年4月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成27年4月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成27年8月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成27年10月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成28年9月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成29年1月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、平成30年4月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和元年10月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和2年6月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和3年4月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和4年10月1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和6年6月1日から一部改正する。